

令和8年3月4日
（ 外 務 省 ）
（ 財 務 省 ）
（ 経 済 産 業 省 ）

タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置の対象者の削除について

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第1267号、第1989号及び第2253号等に基づき、同理事会制裁委員会（以下「制裁委員会」という。）により指定されたタリバーン関係者等に対し資産凍結等の措置を講じてきたが、今般、制裁委員会がタリバーン関係者等として指定する資産凍結等の対象者リストから 1 団体を削除したことに伴い、当該者に対する資産凍結等の措置を解除することとする。

（1）措置の内容

外務省告示（3月5日公布）により、資産凍結等の措置の対象から削除されるタリバーン関係者等に対する外国為替及び外国貿易法に基づく支払規制及び資本取引規制等を3月5日付で解除する。

（2）対象者

別添参照

（注）今回の措置により、当該措置の対象となるタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等は合計537個人・団体となる。

連絡・問い合わせ先

外務省総合外交政策局国際安全・治安対策協力室

TEL 03-3580-8000 内線 3307

財務省国際局調査課対外取引管理室

TEL 03-3581-4111（代表番号）

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-3501-1511 内線 3241

(別添)

○削除されるタリバーン関係者等

- 6 4 4. レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線 (別称: (a)ハイアト・タハリール・アル・シャーム (HTS) (ハイアト・タハリール・アル・シャーム; ハイアト・タハリール・アル・シャーム; ハイアト・タハリール・アル・シャーム; シリア解放委員会; レバント解放委員会; シャーム解放委員会; レバント解放組織タハリール・アル・シャーム; タハリール・アル・シャーム・ハイアト) (b)ザ・ビクトリー戦線; ジャブハト・アル・ヌスラ; ジャブハト・アル・ヌスラ; アル・ヌスラ戦線; アル・ヌスラ戦線 (c)ジャブハト・ファタハ・アル・シャーム; ジャブハト・ファタハ・アル・シャーム; ジャブハト・ファタハ・アル・シャーム; ジャブハト・ファテハ・アル・シャーム; ファタハ・アル・シャーム戦線; ファテハ・アル・シャーム戦線 (d)レバント征服戦線 (e)アル・シャーム解放戦線 (f)シリア/レバント征服戦線 (g)レバント解放戦線 (h)シリア征服戦線 (i)アンサール・アル・ムジャーヒディーン・ネットワーク-下部部隊名 (j)ジハードの戦場におけるレバントのムジャーヒディーン-下部部隊名)

AL-NUSRAH FRONT FOR THE PEOPLE OF THE LEVANT

(original script: جبهة النصره لأهل الشام) (a. k. a. : (a)Hay' at Tahrir al-Sham (HTS) ((original script: هيئة تحرير الشام); Hay' at Tahrir al-Sham; Hay' et Tahrir al-Sham; Hayat Tahrir al-Sham; Assembly for the Liberation of Syria; Assembly for the Liberation of the Levant; Liberation of al-Sham Commission; Liberation of the Levant Organisation Tahrir al-Sham; Tahrir al-Sham Hay' at) (b) جبهة النصره (the Victory Front; Jabhat al-Nusra; Jabhet al-Nusra; Al-Nusra Front; Al-Nusra Front) (c) جبهة فتح الشام (Jabhat Fath al Sham; Jabhat Fath al-Sham; Jabhat Fatah al-Sham; Jabhat Fateh Al-Sham; Fatah al-Sham Front; Fateh al-Sham Front) (d)Conquest of the Levant Front (e)The Front for the Liberation of al Sham (f)Front for the Conquest of Syria/the Levant (g)Front for the Liberation of the Levant (h)Front for the Conquest of Syria (i) شبكة أنصار المجاهدين (Ansar al-Mujahideen Network - sub-unit name) (j) مجاهدو الشام في ساحات الجهاد (Levantine Mujahideen on the Battlefields of Jihad - sub-unit name))

旧称：不明

所在地：(a)シリア・アラブ共和国（活動地）(b)イラク（支援ネットワークあり）

国連制裁委員会による指定日：2014年5月14日（2017年6月7日、2018年6月5日及び2021年12月29日に改訂）

その他の情報：アル・カーイダ（166. に指定した団体）と連携している。アル・カーイダの外国人作業員と共に、シリア・アラブ共和国の地元の分隊に加わり、テロ活動やゲリラ活動を行うために、シリア人や外国のイラクのアル・カーイダ（453. に指定した団体）及びアスバト・アルアンサル（172. に指定した団体）の戦闘員を引き寄せた。イラクのアル・カーイダ（453. に指定した団体）としてリストに掲載されているISIL（いわゆる「イスラム国」）、及びその指導者である、イブラヒーム・アッワード・イブラヒーム・アリー・アル・バドリー・アル・サマッライ（600. に指定した個人）と連携していたが、2013年に連携を解消した。2016年7月には、レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線の指導者である、アブ・モハンメド・アル・ジャウラニ（637. に指定した個人）は、同団体がその名称をジャブハト・ファタハ・アル・シャームに変更し、もはやいかなる外部団体とも関係していないと表明した。当該表明及び同団体が自らをレバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線から区別しようと試みているにもかかわらず、依然としてアル・カーイダと連携しており、この新たな団体名のもとでテロ活動の実行を継続している。2017年1月には、アル・ヌスラ戦線はシリア騒乱におけるその立場を向上し、シリアにおけるアル・カーイダの支部としてのその目的を追求するための手段として、ハイアト・タハリール・アル・シャーム

(HTS) を創設した。2013年5月30日から2014年5月13日までは、イラクのアル・カーイダ（453. に指定した団体）の別名として掲載されていた。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2021年11月15日に終了した。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：

<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities>